

**(1) 学生委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

学生委員会は、学生の指導及び生活支援並びに学生宿舎、国際学生宿舎、大学会館に関する事項について調査検討することを目的とする。

**イ 組織の構成及び構成員等**

学生委員会は、教授会の専門委員会として設置されており、各専攻から選出された教授又は准教授（講師を含む。）、及び保健管理センター所長及び学生支援課長の計19人で組織している。

また、企画等の具体的事項を効果的に検討するため、本委員会に学生宿舎専門部会、大学会館専門部会、新入生合宿研修専門部会、教員養成課程学生合宿研修専門部会、大学祭専門部会及び課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修専門部会の計6部会を置いている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

平成28年度においては、委員会を8回開催した。

**イ 審議された主な事項**

各部会において検討した内容を含め、主として次の事項について審議した。

- ・ 入学料及び授業料免除等の選考（東日本大震災特別措置を含む。）
- ・ 日本学生支援機構奨学生の選考・推薦
- ・ 日本学生支援機構奨学の大学院予約採用の選考・実施
- ・ くびきの奨学金給付者の選考
- ・ 学生委員会専門部会
- ・ 学生団体の設立等の許可及び課外活動団体の認定
- ・ 教員養成課程学生合宿研修及び課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修の企画・実施
- ・ 大学祭
- ・ 学生表彰
- ・ 学生の懲戒
- ・ 学生宿舎等入居者の選考
- ・ 学生宿舎等からの退去
- ・ 平成29年度学生宿舎及び国際学生宿舎の設備等整備計画
- ・ 平成29年度学生指導事業
- ・ 平成29年度新入生オリエンテーションの企画
- ・ 平成29年度新入生合宿研修の企画
- ・ 上越教育大学入学料免除等の選考に関する申合せの一部改正
- ・ 入学料免除及び徴収猶予規程の一部改正
- ・ 学生居住施設規則第23条第2号及び第5号に規定する行為及び処分の基準に関する申合せの一部改正
- ・ 単身用学生宿舎防犯カメラ管理運用要項の一部改正

#### ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

中期計画及び年度計画に基づき、学生の経済的支援の充実、学生宿舍の居住環境の整備・充実及び大学会館における福利厚生事業の充実を図るため、種々の取組を行った。

i) 学部・大学院を合わせた授業料免除を行うとともに、大学院修学休業制度等を利用して修学する大学院学生及び、教員採用候補者名簿登載期間延長等の特別措置を利用して修学する大学院学生に対し授業料免除を行い、前年度と同様の経済的支援を実施した。

また、今年度から新たに5年以上の社会経験を有し教員免許状を有する大学院学生に対する授業料免除制度を実施した。

なお、東日本大震災、熊本地震等における被災学生を対象に、入学料及び授業料の全額又は半額免除の経済的支援に関する特別措置を引き続き実施した。

ii) 本学独自の給付型奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」により、経済的理由により修学が困難で、かつ成績が優秀な学生に奨学金を給付し、学生への経済的支援を行った。

iii) 本学に入学する予定の大学院学生を対象として、入学前に日本学生支援機構奨学金を申請し奨学生候補者とする「予約採用」を実施した。

iv) 単身用学生宿舍の自治会が主体となって、単身用学生宿舍内外のごみ拾い等の環境整備活動を実施した。

v) 大学会館出店業者と課外活動団体（食育サークル）との協働による「上教大食堂通信」の発行、献立へのカロリー・栄養・アレルギー情報の表示、100円朝食の提供等、利用者への情報提供・サービス向上に努めた。

#### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

優れた点としては、東日本大震災、熊本地震等における被災学生を対象に、入学料及び授業料の全額又は半額免除の経済的支援に関する特別措置を引き続き実施し、学生の進学及び修学機会の確保を図ったこと、また本学に入学する予定の大学院学生を対象として、入学前に日本学生支援機構奨学金を申請し奨学生候補者とする「予約採用」を実施し、経済的支援を図ったことが挙げられる。

なお、今後の検討課題としては、単身用学生宿舍自治会に対し、組織・活動の活性化を図るためさらに指導・助言を行う必要がある。